**第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画策定業務仕様書**

１　業務名

第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画策定業務

２　委託期間

契約締結日から令和７年３月31日まで

３　業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法第61条の規定により令和２年３月に策定した「第二期小樽市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第二期事業計画」という）が令和６年度に終了することから、令和７年度からの５年間を計画期間とする「第三期小樽市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第三期事業計画」という。）を策定するに当たって、事業量の推計・目標量の設定、計画骨子案の策定、計画案の策定、会議等の運営支援などを実施し、第三期事業計画を策定することを目的とする。

４　業務内容

（１）現状の分析と課題の整理

令和５年度に実施したアンケート調査結果及び第二期事業計画の取組への評価などを整理し、本市の子ども・子育て支援に関わる課題を抽出する。

（２）需要量の推計及び目標量の設定

令和５年度に実施したアンケート調査結果及び過去のサービス利用実績等から、小樽市の子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量を設定する。なお、設定に当たっては、国が示す手引き等に留意すること。

（３）計画骨子案・素案の作成

計画の構成、施策体系等の検討を行い、各種事業の目標量や事業計画の方向性を反映した事業計画案を作成する。なお、計画案の作成に当たっては、本市の諸計画との整合性に留意すること。

（４）パブリックコメントの実施支援

本市が市民を対象に実施するパブリックコメントについて、意見に対する対応策の検討や助言等の支援を行い、計画への反映を行う。

（５）会議の運営支援

小樽市の子ども・子育て会議（３回程度）の運営について、会議資料を作成するとともに、必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイスや議事要旨の作成、計画への反映を行う。

（６）子ども・子育て支援やこども施策に関する情報提供支援

子ども・子育て（こども施策）に関する動向は日々目まぐるしく変化しており、本計画は国の方針を鑑みながら策定することが必要である。こども家庭庁などから指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して本市に提供するとともに、計画書案への反映を検討する。

（７）打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、業務責任者（受託者）と監督員（委託者側の本業務担当者）は常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。また、本業務の策定過程において、小樽市例規に係る制定、整備、解釈その他法制執務に関する諸事項に関し、疑義が生じた際はその疑義に対する照会や相談について対応する。

５　成果品

・第三期事業計画（A4判、100頁程度、1色刷）：100部及びデータ納品

・第三期事業計画概要版（A4判、8頁程度、4色刷）：データ納品

・子ども・子育て支援やこども施策に係る先進事例：データ納品

・業務に関連するデータ一式

※電子データ（PDF、WORD 形式）については、CD-R又はDVD－Rを用いて1枚納品すること。

６　再委託の禁止

　　受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、本業務の一部の委託について、本市に確認の上、承諾を得た場合はこの限りではない。

７　その他

・本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ本市と協議し、決定すること。

・当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び北海道から示されるなど状況が変化した場合には、本市と協議の上、本業務内容を変更することができる。

・受託業者はプライバシーマークの認証を取得し、個人情報の取り扱いには十分注意すること。

・成果品に関する著作権及び所有権は全て本市に帰属するものとする。

・本業務に関し、受託者が本市から受領し又は閲覧した資料等は、本市の許可なく公表又は使用してはならない。

・本業務には、専門的知識や計画化の技術が必要であるとともに、絶えず変化する社会情勢等を視野に入れた計画づくりと、先進市町村の情報等を吸収し、全国的視野で検討された計画づくりを考慮する必要があるため、全国で第二期子ども・子育て支援事業計画策定の支援実績が10件以上あること。

・成果品の引渡し後において、受託者の責に帰すべき誤りが発見された場合は、受託者の負担において速やかに修正しなければならない。